

平成 27 年 10 月 15 日

## 第 2 回化審法施行状況検討会 事前コメント

コメントを頂いた委員： 赤淵委員

- (1) 資料 2 のスライド 19 頁（「5.5 有害性クラスのデフォルトの適用」）について、すでに平成 20 年答申において、「必要なハザード情報が不足している物質」については「優先評価化学物質に指定すべき」との方針が確認されているにもかかわらず、現在においても依然として、「デフォルト適用に係る具体的な検討」（スライド 20 頁の第 1 点）が「課題」とされていること（つまり、上記答申に示されたことがいまだ具体化されていないこと）の理由は何でしょうか。

このことに関しましては、たとえば、上記のような物質（言い換えれば、このままハザード情報が十分に提供されなければ優先評価化学物質に指定される可能性のある物質）の一覧を外部に公表する、スライド 33 頁にあるような仕組みを設けたうえ、一定期間を経てもなお「必要なハザード情報」が提供されない物質については、自動的に優先評価化学物質に指定されるような制度が、早急に構築される必要があるのではないかと考えております。

- (2) 資料 3 の 4 頁、11 行以下にございます点につきましては、一方で事業者の自主的な有害性情報の提供が、既存化学物質のリスク評価の加速化に向けてきわめて重要であることは疑いがなく、その意味でこのご提言に賛成するものでございます。

もっとも他方で、こうした有害性情報の収集を進めるにあたって、そのすべてを事業者の自主性に委ねることは、リスク管理者としての国の責任を一部放棄するものに等しく、適当でなく、また現実的でもございませんので、必要に応じて、国の行政機関が何らかのかたちで関与することで、事業者からの有害性情報の提供を促す（および、必要に応じて、強制する）ことも、考える必要があるのではなかろうかと思料しております。

- (3) また、自主的な情報提供に関しまして、事業者から提供される情報が、リスク評価の根拠とするに足る適格性（科学的な信頼性）を満たしていることを、制度的に担保する必要があるかと考えております。